

兵庫県公報

令和3年6月8日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

国の生活福祉資金貸付制度要綱に基づく国の通知の一部改正により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている者に対して貸し付ける貸付金の据置期間等について追加の特例が設けられたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第29号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(貸付けに関する業務方法の特例基準)」を付し、同項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改め、「字句は、」の右に「それぞれ」を加える。

附則に次の2項を加える。

3 前項に規定する貸付金（総合支援資金の生活支援費及び福祉資金の緊急小口資金に限る。）のうち、同項の規定により読み替えて適用する別表の規定により定められた据置期間が令和4年3月31日前に満了するものについては、同表の規定にかかわらず、当該貸付金の据置期間は、同日までとする。

4 附則第2項に規定する貸付金（総合支援資金の生活支援費に限る。以下この項において「特定貸付金」という。）について、当該特定貸付金の貸付けを受けた者に対して、当該特定貸付金の償還期間が満了するまでの間にさらに特定貸付金を貸し付ける場合において、その者が生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を利用する者であるときは、附則第2項の表中

6月	1年
----	----

とあるのは、

6月	3年
----	----

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則附則第3項及び第4項の規定は、令和3年3月25日から適用する。